



とに規定をいたしますほどの必要はないのではないかとこのように考える次第であります。

○林百郎君 委員外の発言をお許し願いたい。

○坂東委員長 林君から委員外発言の申出がありますがいかがですか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坂東委員長 それじや願います。

○林百郎君 貴重な時間をさいていただきまして恐縮だと思ひますが、実は私共憲法の林です。地方自治法の改正について自治団体に働いておられます日本自治団体労働組合連合会から私もへ陳情がありましてこのたびこの委員会に提案になっております修正案の中で、七十四條の修正と、それから警察法の二十四條第二項の削除、この問題について非常に強い要望がありますので、すでにこの委員会の委員諸公が十分審議されておることは思ひますが、私の方へ特に陳情がまいましたので、その由を皆さんにお傳えしましたて、参考までにお聴きしていただきたいと思つております。実は七十四條の第一項の條例の制定並びに改廃についての請求権の問題であります、その除外例を設けるという事は、非常に民主主義的な立法に対する逆行ではないかという意見が強いのであります、実は私の方で第九十二帝國議會の地方自治法の改正で、この七十四條を新たに加えたときの経過を調査いたしましたところ、次のようにあるのであります。それは各派とも共同でやつたのであります、速記録を見ますと、「その次は七十四條であります。本條に條例の制定という文字があります、條例の制定の請求ができるが、廃

止の請求ができないことになりましたので、これを改廃という字句に改めまして、改正もできれば廃止もできるといふ請求権にしたいといふことであります。」とあつて、これについて委員長から「修正案は各派共同の提案にかゝるものから、討論は省略したいと思つております。これに御異議ありませんか。異議なし。」といふことになりました。九十二議會で、各派共同で満場異議なく設けた修正案で決定されたものを、またこれを逆行するといふことは、ポツダム宣言の日本の民主化の精神にも反するのではないかと、どうかこれを現行法通りにしてもらいたい、という希望があるのであります。

それからもう一つは、警察法の二十四條第二項の問題であります、これは、憲法にもありますように、日本人民が官吏に対する罷免権の要求権は、これは固有の権利である、動かしがたい権利であるといふことになっておりますので、新たに公務員並びに公の委員をリコールする独立立法ができれば別ですが、まだその準備もないときに、新たにこれを設けられまして、特に警察法で進歩的な部分であるところの二十四條を取除くといふことは、非常に新しい民主的な傾向に逆行するのではないかと意見が私の方へ陳情してきた次第であります。それを當委員会へお傳えしまして、できるならば適當な人、二、三人を証人として呼んでいただいて、この点を皆さんから聴いていただいて、どうかこの点を現行法通りに維持していただくように願いたいといふことなのであります。十分御審議のことと思ひます。十分

も、自治法連からの希望もありますので、一應特に委員外の発言としてお願ひする次第であります。以上で終ります。

○坂東委員長 ただいま林君からの委員外の発言であります、それにつきまして、ここに鈴木自治課長がおりますから、鈴木自治課長から意見を聴くことにいたします。

○鈴木(俊)政府委員 ただいまお述べになりました二点の問題について私から申し上げたいと存じます。直接請求権の問題は今立法のいきさつをお調べのようでございますが、お話のよう、條例の制定とありますのを議會の修正で改廃ということになったのでございすが、これにはやはりいろいろ、ないささつがございまして、字句の上では制定と申しまして、要するにその條例を改正する條例を制定する、あるいは廃止する條例を制定するといふことで、制定の中に一切含まれておつたわけでありまして、それをよくわかりやすくしようといふ國會の御趣旨で改廃という言葉がはいつたのでありまして、これは政府原案の直接請求権の範圍を別に拡大したものではない。よりわかりやすく平易な言葉を國會において用いて御修正になつたといふふうに了解をいたしておるのであります。今の直接請求権と申しますか、條例制定の範圍を制限する問題でございすが、これは先ほど門司委員から申した点について御懸念がございまして、一應政府当局の事情等も申し上げた次第であります、重ねて簡単に申し上げますと、大体アメリカ等の州の立法におきまして、ちよ

うどここの例外として取上げられておりますような事項につきましては、一般のインシヤティヴの中から取除かれておるようであります。それはどうしてそういう結果になつたかと申しますと、結局、地方自治を維持するために必要な税金といふものは、やはりとらなければならぬのであります、それを低くするといふことは、これはいづれも住民としては異存ないし、そういう趣旨の制限であるならば、これは何人もおそろく賛成であろうと思ひます。従いまして、調印をとつてそれを議會に提出して、議會で審査をして最終的にきめてもらふといふこと自体が、むしろ強意味をもたないのではないかと、むしろ當然のことを當然の問題として制限の範圍に入れるといふことは、これはかえつて無用の手續を來すだけであるといふようなことから、今の制限がだん／＼歴史的に經驗的に變つてきておるようでありまして、そういういき方と歩調を一にいたしました修正と存ぜられますので、政府としては、形の上ではいかに権利を制限したように見えますけれども、實際問題といたしましてはそういうことにならないのではないかと、いふふうに考へられまして、やむを得ない御修正じやないかといふふうに考へておる次第であります。

それから第二の、警察法二十四條の二項を取除くという点でございすが、これは、警察法第二十四條には都道府縣の公安委員會のリコールの規定があるのではありません、これはただ法律上の性格論の問題といたしまして、都道府縣の公安委員會は今までは國家機關といふふうに考へておりましたものを、自治体の自治機關であるといふふう

に建前をかえるようにいたしました、従つて、從來警察法の中で規定をいたしておりましたものを、地方自治法の中に規定をしたにすぎないのであります。その結果、今までの地方自治法の上では、市町村の公安委員會だけは、自治体の機關であるからといふので、選挙管理委員會の管理委員と同じようにリコールの規定を置いたのであります、が、今度は、市町村の公安委員會につきましては、市町村の公安委員會とまつたく同等に扱ふといふことになつてしまつて、従つて、頭に特に市町村のといふ限定の言葉をかへまして、およそ公安委員會の委員に対しては、それそれの團體の選挙人がリコールできるといふことになつたのであります。ただ、選挙人の請求をいたします範圍につきまして、都道府縣の公安委員會の管轄区域といふものは、自治体警察の区域を除いた区域でありますから、従つてその区域の選挙人からリコールの申出をすることができるといふふうになつたのであります。管轄区域外の住民に対してリコールを認める必要はありませんし、また認めることはおかしいので、そういう制限の規定を設けておるわけでありまして、

○林百郎君 もう一度お尋ねしたいのですが、條例の改廃の問題ですが、これは原案の通り、條例の制定の請求の中に廃止することも当然はいつておつたのだから、別に九十二議會の修正が人民の権利を拡張したといふことにならなかつたといふことが、九十二議會の議事録を見ますと、中島守利委員長の言葉の中に「條例の制定の請求ができるが、廃止の請求ができないことになり

ますので、これを改廃という字句に改めまして、改正もできれば廃止もできるといふ請求権にいたしたいといふこととであります。』といふことになりまして、明らかにこれは、條例の改正と新たに制定するといふことだけであつたのが、廃止されるという大きな権利の拡張を各派でやつたのであります。ところが、この九十二議会の國会の努力を再び無にするといふのが今度の修正ではないかといふことを感ずるのであります。実は地方税並びに國家の税金の負担が非常に重くなつておりますので、各地方では、適正な税金の負担でしたらもちろん國民はこれを喜んで負担すると思ひますが、それが不適正になり、もうその負担能力を欠いた場合には、やはり國民として何とかしてやりたいといふ声が出てくると思ふのです。現に今年の所得税のこときは、農村で非常に大きな農民の苦情がออกมาして、何とか適正にしてみたいといふことが出ておる。これがさういふ地方の負担が重くなるというこゝろに今度は地方税に対する住民の声といふものもいろいろ起きてくると思ふのであります。やはりこの途を開いてやるということが、地方自治法の民主化の大きな点だと思ひますから、われわれとしては七十四條のこのたびの修正案といふものは、明らかに人民の声を上達する途を制限し、ます／＼負担が重くなつてきて、地方民の税に対する適正な意見具申の途を開いてしまふのであるといふことを感ずるのであります。議會としてはぜひこれを現行通り、九十二議会の修正案のように止めておいていただきたいといふことを

感ずるのであります。それから警察法ですが、ただいまの御説明によりますと、府縣の公安委員のリコールを禁止してしまふのか、禁止しないけれども、請求できる人の範囲を制限したいといふのか、今の説明ではつきりわからないのですが、私たちの解釈ですと、これは明らかに都道府縣の公安委員に対するリコールを全然できないようにするといふように解釈するのですが、その点をもう一度御説明願ひたいと思ひます。

○鈴木(俊)政府委員 最初の点であります。中島委員長の本会議の御説明の御趣旨は、私もそのようであつたと記憶いたしております。ただ政府といたしましては、制定という言葉の中に、改廃といふことを含めて提案をいたしましたのであります。議會として、制定といふ文字であるならば、それは制定だけしか意味しないから、一旦できた條例を改正廃止することもはつきりきめた方がよろうといふ御趣旨で修正をなすつたように記憶しておりますのであります。そのねらいといつたしました当初の目的においては、政府も國會も何らそこに差異がなかつたのであります。その言葉の上ではさういふふうにおとりになれるかもしれませんが、政府は何ら改廃は認めないのだといふことは申してなかつたと思ふのであります。實質的に權利を制限することになるという仰せであります。確かに形式の上では今申し上げましたように、そういう例外をおくのでありますから、制限にはもちろんなるのであります。ただそれが實質上の問題といたしましては、普通の問題と少し違ふのではないかといふことを申

上げた次第であります。もつとも憲法の規定に基づきます請願は、請願法によりまして、五十分の一以上の署名といふようなものを要しませんが、一人といふことも適法に、平穩に請願をいたすことができる。その請願がありましてならば、これまた地方團體として、適正に処理をしなければならぬわけでございます。これは請願法の規定いたすところでございますから、その請願はもちろん受理せられ、しかるべく処理されると思ふのであります。ただどういふ自治法の規定によりまして、五十分の一以上の直接請求といふようなめんどろな手続で、しかもそのあとの手続が、議會の議決でいかんを決定するといふ手続は、請願とは違ひまして、直接請求といふふうな地方自治法の中に書いてございまして、別の問題なのでございます。

それから警察法の關係は、現在の警察法の規定の位置を地方自治法に移しかえたといふだけであつて、何ら現状に変更を加えるものではございませう。今のリコールに關する限りは、まつたく規定の箇所を警察法から自治法に移しただけであつて、なぜ自治法に移したかといふと、今までは都道府縣の公安委員會が國家機關でありましたから、そこで自治法に規定すべきいはれなかつたのであります。この解釈をいろいろ關係方面とも折衝いたしました結果、純粹の自治体の機關といふふうになりましたので、その結果市町村の公安委員會とまつたく同様に、自治法の中に規定するのが適當であるといふので規定の位置を変更したにすぎないのであります。

十四條の第二項を削るといふのは、リコールすることをできないことにするといふ意味にわれ／＼は解釈しておるのですが、どうなのですか。

○鈴木(俊)政府委員 警察法からはリコールはできない。しかし同じことが自治法の規定によつてできるわけですから。

○林百郎君 そうすると都道府縣の公安委員に対してやる場合は、どれでやるのですか。

○鈴木(俊)政府委員 今の都道府縣の公安委員に対しては地方自治法の規定によつてリコールができる。今までは警察法によつてできたのが、今度は地方自治法によつてできる。やり方は一切警察法によつて認められておつたものと同じであるといふわけでありまして、ただ都道府縣の公安委員を自治體機關にしたために、變つてきました点はこの点ではない。その他の点にあるのであります。その他の点で議會に、たとえば出席いたしますとか、あるいは請願のありました場合に、都道府縣の公安委員所管のものがあれば、そちらへまわすといふようなことであります。都道府縣の自治性を増し、民主的な性格を強めた改正をやつておるのであります。権限を制限いたしたとか、民主的なものを非民主的なものにしたとかいふことは全然ない。むしろ逆の議會の御修正と思ふのであります。

○鈴木(俊)政府委員 これは警察法から申すと、そういうことになるのですが、地方自治法の改正のところをあらん願ひたいのであります。が、委員會の御修正の案には、地方自治法の八十六條の中に、市町村の公安委員會の委員に対してリコールができることとあります。のを、市町村という言葉をとりまして、ただ公安委員會の委員に対してリコールができるといふふうにしてあるのであります。こゝういふふうにしたのは、都道府縣を含めるといふ意味で市町村という言葉をつたのであります。て、おおよそ公安委員會の委員に対しては、それ／＼の團體の選挙人はリコールできる、こゝういふふうにしてあるのであります。

○林百郎君 そうすると二十四條の二項は削つたが、新しい修正意見によつて八十六條の中へ「選挙権を有する者(都道府縣公安委員會の委員については、当該都道府縣國家地方警察の管轄区域内において選挙権を有する者)」といふことを新たに加へることによつて、地方自治法の中でリコール制を新しく設けたといふことになるわけですか。

○鈴木(俊)政府委員 その通りであります。

○林百郎君 もう一つお聴きたいのは、七十四條の問題ですが、私は長野縣の出身ですが、長野縣あたりは税の負担が非常に重くなりまして、國家の税負担が重いところへ、新しく地方の税負担が重くせられてきます。それで、それも適正な場合はいいのですが、行政措置として非常な不当な場合がいろいろありますので、それに対する澎湃とした人民の改正あるいは廃止の要求が起つてくると思ふのです。

が、その途をやはり開いておくことがむしろ治安を維持することになるのではないかと思ふ。その途を封鎖して、あくまで重い税金を天降的に押しつけることが、むしろ将来の治安が憂うべき状態になるのじやないかという意味で、われ／＼はあくまでこの七十四條によつて税に対する人民の声を直接率直に議会に反映させる途をどうしても開いておいた方が、治安確保の上からいふと思ふのであります。これを先ほどの説を聴きますと、手続が非常に煩瑣だということですが、手続が煩瑣ということだけなら、途を開いておいてやつた方がいいのではないか、また國會の方がそういう意思であるならば考慮しようというので、九十二議會のいきさつもありまして、もう一度慎重に御審議願いたいという希望があるのであります。その点について一應説明願いたい。

○鈴木(後政府委員) 重ねてのお尋ねでございますが、七十四條の今の税金の問題についての請願であります。たとへば特定の税の賦課が違法であるとか、あるいは不当である。こういうような場合におきましては、これは直接地方税法の規定によりまして、異議の申立その他個々の救済方法は御承知のように定められておるわけでございます。それからさらに地方自治法の百二十四條並びに百二十五條に請願の規定がございまして、これが憲法の第十六條の請願ができるという権利の規定を受けて、請願権を百二十四條、百二十五條で規定をいたしておりますが、これは要するに、議会に対して議員の紹介によつて住民が請願できるといふ

ことを規定しているものであります。議会に対する税負担の増減についての声というものは、この方法によつて十分に通ずることができるのであります。それからまた一般請願法にとりまして、官公署とございまして、知事なり市町村長に對しても、もちろん税負担の適正であるか適正でないかということについて、制度の問題としてやはり請願ができるのであります。ここで直接請求と申しますのは、そういう請願とはまた手続が違ひまして、要するにレフェレンダムなりイニシアテイヴなり、そういう一つの選挙人としての権利を規定しているわけでありまして、その場合には、今申し上げましたように、そういう単なる請願と違つて、それ／＼一定の手続的行為を必要としておりまして、その場合に、これはやはり英米等の制度におきまして、そういう廣い権利に對して、過去の経験等から申しまして、税金を安くするということについては、何人もこれは異存がないし、そういう趣旨の請願は、それ自体としてはだれも何ら異存がございせんから、そういうことの請願を調印を求めてするというよりも、むしろ具体的に何か異存があるならば、直接請願という手続をやつて、五十分の一以上署名を求めて運動によつて請求をするということとは認めないでもないのではないか、認めないがというところからかような制限がよその國では出てきたのであらうと思ふのであります。われ／＼案をつくりまします場合にも、いづ／＼関係方面等からの話もございまして、われ／＼も理屈としてはそういうこと

はほんとうだと考えておりますので、このやうな御修正は、單に権利を制限するといふ形式的な面からだけ見ますと、非常に適當でないとお考えになるかもしれませんが、實質的な問題として見ますならば、それはかえつて適切な処置になるではないか。経験が外國においてはそういうことを教へておる。それをわれ／＼も十分反省し考へてよいのではないかと、いふふうに考えておる次第であります。

○林田(前) 昨日もお願いしました。これは當局といくら論議しても意見の食い違ひでしかたがない。ただわれ／＼としては、これは請願の途があるとか、いづ／＼な途があると言ひまされども、やはり直接請求権が一番強い、また議會が強力に發動できる途であつて、人民の要望に最も強力に立法府がこたへ、行政府に對して大きな圧力を加えることのできる途だと思ふ。これを廃止するといふことのうちには、行政府の官僚的な独善の途を復活させる危険が多分にある。せつ／＼開かれた人民と國會との間のつながりが、また断ち切られる憂いがあるもので、先ほどから私申し上げた次第であります。これは見解の相違でいくらやつても限りがないと思ひます。ただでございますことならば二、三個人を呼んでいただきまして、この点について実際に地方自治の事務に携わつておる諸君の意見あるいは民間の權威者の意見を聴いて、最後の審議について遺憾なきを期していただき、ということを実は昨日から委員長にお願いしていただけて、もしその途を開いていただければ非常に仕合せだと思ひます。それだけ希望いたしましたので、私の發言は

これで終りたいと思ひます。どうも貴重な時間をありがたうございました。○千賀委員 私は大抵の質問のときには欠席しておりましたが、きのう労働組合の陳情を聴きまして、相當重大な問題だといふことがはつきりいたしました。全委員外の林君も請求をいたしました。全委員外の林君も請求をいたしました。公聴会を開くことが適當だと思ひますので、適當にお計らいをお願いしたいといふことを進言いたします。

○松谷委員 ただいま千賀委員から御提案がございましたので、重複いたしますから簡単に結論だけ申し上げます。この七十四條にかかる問題は、地方自治の確立の面からいひましても非常に重大な問題だと考えますので、でき得るならばひとつ委員長において公聴会の開催を御計画いただいて、公聴会を開きました上で、われ／＼委員が慎重審議を重ねて、結論に到達したいと考えております。

○門司委員 この自治法の改正の問題は相當長く質問を続けておりますので、大体質問の要旨はほとんど各派とも盡きたように考えられますから、質問はこの辺で打切つていただきまして、次に討論をいたします前にさらにこの問題については單に七十四條だけではありません。ほかにまだ修正の御意見が質問の中に現れておつたと思ひますので、それらの修正意見を全部まとめる関係もありますので、質問は本日で打切つていただきまして、その意見をまとめます間に、ただいまお話をいたしましたやうな公聴会を開いていただきまして、でき得るならばこの公聴会は参議院と一緒に開いていただきまして、そうしてわれ／＼の意見決

定の前に参考に使いたいと思ふのであります。委員長において参議院の委員長と御協議いただきまして、しかるべくお計らいをお願いしたいと思います。○坂東委員 ただいまの門司君の御意見に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○坂東委員 それでは御異議ないと思ひまして、さうに取計ります。本日はこれをもつて散会いたします。次回の日程は公報をもつてお知らせいたします。

午後零時十一分會散